

令和4年度

財政健全化判断比率審査意見書
公営企業資金不足比率審査意見書

北広島市監査委員

北 広 監 査 第 32 号
令 和 5 年 9 月 6 日

北広島市長 上 野 正 三 様

北広島市監査委員 川 村 豊
北広島市監査委員 桜 井 芳 信

令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和4年度決算に基づく財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

目 次

令和4年度財政健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
第5	審査意見	-----	1

令和4年度公営企業資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	-----	3
第2	審査の期間	-----	3
第3	審査の方法	-----	3
第4	審査の結果	-----	3
第5	審査意見	-----	3

審 査 資 料	-----	4
---------	-------	---

令和4年度 財政健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

令和4年度北広島市一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和5年8月3日から令和5月8月23日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、またその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施するとともに、必要に応じ関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認められた。

健全化判断比率名	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	12.8 %	20.00 %
連結実質赤字比率	— %	17.8 %	30.00 %
実質公債費比率 (3か年平均)	8.0 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	81.0 %	350.0 %	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、その算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、これらの比率については「-」と表示される。

第5 審査意見

(1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支額は3億2,151万2千円の黒字であり、実質赤字比率は発生していない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率の算定対象となる全会計の連結実質収支額は24億9,425万3千円の黒字であり、連結実質赤字比率は発生していない。

(3) 実質公債費比率(3か年平均)

実質公債費比率は8.0%(前年度7.4%)と前年度より上昇しているものの、早期健全化基準(25%)を17.0ポイント下回り、良好な状態を維持している。

なお、単年度比率は令和2年度7.73%、令和3年度8.22%、令和4年度8.59%と上昇傾向となっている。前年度より比率が上昇した主な要因としては、算定基礎の分子である公債費充当一般財源等(元利償還金の増など)の増加により分子が増加し、また分母においては、標準税収入額等(基準税制収入額の増など)が増加したものの、臨時財政対策債発行可能額が大幅に減少したことにより分母が約1億5千8百万円減少となったためである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は81.0%（前年度82.4%）と前年度より低下している。また札幌市を除く道内市平均（令和3年度56.9%）を上回っているものの、早期健全化基準（350%）を269ポイント下回っており、良好な状態を維持している。

なお、前年度より比率が低下した主な要因としては、算定基礎の分母である標準財政規模（臨時財政対策債の減等）の減少により分母が減少した一方で、分子において地方債現在高（ボールパーク関連事業等による地方債借入の増）、組合等負担等見込額（道央廃棄物処理組合に係る負担見込額の増）、退職手当負担見込額（退職手当組合積立金の減による負担見込額の増）などの増加により将来負担額は増加しているものの、充当可能基金（財政調整基金等の積立による残高増）や充当可能特定歳入（都市計画税の将来負担見込額に対する充当見込額の増）など、充当可能財源等が大幅に増加したことで、分子が約3億3百万円減少となったためである。

令和4年度 公営企業資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和4年度北広島市水道事業会計及び下水道事業会計の決算に基づく、資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

第2 審査の期間

令和5年8月3日から令和5年8月23日まで

第3 審査の方法

審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか、またその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施するとともに、必要に応じ関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認められた。

会計名	令和4年度	経営健全化基準
水道事業会計	— %	20 %
下水道事業特別会計	— %	

(注) 資金不足比率は、資金不足額・剰余額又は実質収支の算定結果が「赤字」の場合のみ数値が表示され、「黒字」の状態である場合には、この比率については「—」と表示される。

第5 審査意見

水道事業会計は16億213万2千円（前年度16億1,179万6千円）、下水道事業会計は4億2,597万5千円（前年度4億1,771万5千円）の資金剰余（黒字）であり、資金不足比率は発生していない。

審 査 資 料

- 1 実質赤字比率
 - 2 連結実質赤字比率
 - 3 実質公債費比率
 - 4 将来負担比率
 - 5 資金不足比率
- ・ 健全化判断比率等の対象範囲
 - ・ 指標が示す財政状況

1 実質赤字比率

(1) 対象となる会計

一般会計に霊園事業特別会計を加えたもの（以下「一般会計等」という。）である。

(2) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。赤字の程度を指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

本年度の一般会計等の実質収支額は3億2,151万2千円の黒字となったことから、当該比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

* 標準財政規模とは、北広島市の歳入のうち標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を加算した額で、本年度は142億1,210万4千円となっている。

標準財政規模内訳

(単位：千円)

区 分	金 額		金 額
標準税収入額等	9,449,002	・ 基準財政収入額	7,459,159
普通交付税額	4,485,297	・ 税源移譲相当額	466,638
臨時財政対策債発行可能額	277,805	・ 地方消費税交付金引上分	795,743
合 計	14,212,104	・ 地方譲与税等	216,239
		・ 交通安全対策特別交付金	11,007

(注) 標準税収入額等は [{基準財政収入額 - (市民税所得割における税源移譲相当額の25%) - (地方消費税交付金における引き上げ分の25%) - 地方譲与税 - 交通安全対策特別交付金} × 100 / 75] + 地方譲与税 + 交通安全対策特別交付金で計算している。

(3) 実質赤字比率の算定

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度繰越財源 C	実質赤字額 D=(B+C)-A
一 般 会 計	31,994,869	31,389,707	283,650	△ 321,512
霊園事業特別会計	43,733	43,733	0	0
合 計	32,038,602	31,433,440	283,650	△ 321,512

(注) 実質赤字額の△表示は、実質収支が黒字を表している。

2 連結実質赤字比率

(1) 対象となる会計

一般会計等に国民健康保険事業等の特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計（以下「公営企業会計」という。）を加えた全ての会計である。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全ての会計の赤字や黒字を合算（連結）した市全体の連結実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率である。市全体の赤字の程度を指標化するもので、財政運営の悪化の度合いを示すものである。

本年度は、一般会計等・特別会計及び公営企業会計を合わせた全会計の連結実質収支額の合計は24億9,425万3千円の黒字額（剰余額）となったため、当該比率は発生していない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

* 連結実質赤字額は、一般会計等と特別会計の実質赤字額（黒字額）に公営企業会計の資金不足額（剰余額）を合算して算定した額である。

(3) 連結実質赤字比率の算定

一般会計等・特別会計

(単位：千円)

区 分	歳入総額 A	歳出総額 B	翌年度繰越財源 C	実質赤字額 D=(B+C)-A
一般会計	31,994,869	31,389,707	283,650	△ 321,512
霊園事業	43,733	43,733	0	0
小計 ①	32,038,602	31,433,440	283,650	△ 321,512
国民健康保険事業	6,506,982	6,501,868	0	△ 5,114
介護保険	5,015,623	4,880,482	0	△ 135,141
後期高齢者医療	1,042,470	1,038,091	0	△ 4,379
小計 ②	12,565,075	12,420,441	0	△ 144,634

公営企業会計

区 分	流動資産 + 貸倒引当金 A	流動負債 - 企業債等 B	解消可能資金 不足額 C	資金不足額 D=(B-C-A)
水道事業	1,758,972	156,840	0	△ 1,602,132
下水道事業	719,268	293,293	0	△ 425,975
小計 ③	2,478,240	450,133	0	△ 2,028,107

合計 ①+②+③	47,081,917	44,304,014	283,650	△ 2,494,253
----------	------------	------------	---------	-------------

(注) * 実質赤字額及び資金不足額の△表示は、連結実質収支が黒字を表している。

3 実質公債費比率

(1) 対象となる会計

一般会計等、特別会計、公営企業会計のほか一部事務組合、広域連合への負担金等のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるものが含まれる。本市が加入する一部事務組合等は、石狩東部広域水道企業団、石狩教育研修センター組合、道央廃棄物処理組合等である。

(2) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の合計額の標準財政規模に対する比率である。借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、過去3カ年の平均を用いる。

この比率が18%以上になると地方債の発行に許可が必要となり、25%以上になると財政の早期健全化を図るための「財政健全化計画」を策定し知事へ報告しなければならない。さらに35%以上になると財政の再生を図るための「財政再生計画」を策定し、総務大臣の同意を得なければならないとされている。

本年度の3カ年を平均した実質公債費比率は8.0%（前年度7.4%）で、早期健全化基準の25%以内である。

$$\text{実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}(*)) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

* 準元利償還金とは、次の①から⑤までの合計額である。

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(3) 実質公債費比率の算定

実質公債費比率の分子は、地方債の元利償還金に準元利償還金を加えたものから特定財源と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和3年度	令和2年度
元利償還金	①元利償還金(繰上償還額等を除く)	2,533,410	2,474,963	2,350,479
	②積立不足額を考慮して算定した額			
準元利償還金	③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額			
	④公営企業債の償還に充てたと認められる繰入金	456,521	454,049	468,724
	⑤一部事務組合等の地方債の償還に充てたと認められる負担金等	30,231	29,348	30,940
	⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	85,000	89,878	90,079
	⑦一時借入金の利子	5	237	536
元利償還金・準元利償還金合計 (①～⑦) A		3,105,167	3,048,475	2,940,758
特定財源(都市計画税、住宅使用料等) ⑧ B		523,183	501,834	517,552
基準財政需要額算入額	⑨事業費補正により算入された元利償還金	110,176	121,473	138,635
	⑩事業費補正により算入された準元利償還金	267,278	265,083	299,735
	⑪災害復旧費等に係る元利償還金	1,049,378	1,038,731	1,020,744
	⑫災害復旧費等に係る準元利償還金			
	⑬密度補正により算入された元利償還金			
	⑭密度補正により算入された準元利償還金	61,568	61,840	61,929
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (⑨～⑭) C		1,488,400	1,487,127	1,521,043
実質公債費比率分子 D = (A - B - C)		1,093,584	1,059,514	902,163

実質公債費比率の分母は、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（分子と同額）を控除したものであり、次表のとおりである。

（単位：千円）

項 目		令和4年度	令和3年度	令和2年度
標準財政規模	⑮標準税収入額等	9,449,002	8,880,152	9,176,112
	⑯普通交付税額	4,485,297	4,479,302	3,780,097
	⑰臨時財政対策債発行可能額	277,805	1,010,569	710,135
標準財政規模（⑮～⑰） E		14,212,104	14,370,023	13,666,344
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 C		1,488,400	1,487,127	1,521,043
実質公債費比率分母 F = (E - C)		12,723,704	12,882,896	12,145,301

（単位：千円、%）

項 目		令和4年度	令和3年度	令和2年度	3ヵ年平均
実質公債費比率分子 D		1,093,584	1,059,514	902,163	
実質公債費比率分母 F		12,723,704	12,882,896	12,145,301	
実質公債費比率（単年度）		8.59486	8.22419	7.42808	8.0

* 準元利償還金とは、公営企業等が発行した地方債の償還に対する一般会計からの繰入金等である。

* 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、市が事業を行うために地方債を発行して財源調達した場合に、その償還額の全部または一部が基準財政需要額に算入され、地方交付税に算入されると見込まれる額のうち地方交付税として、その年に算入された額である。

* 基準財政需要額とは、自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに必要と想定される「一般財源の額」であるが、行政経費に充てられる財源のうち国庫補助金や使用料など特定財源を除いた額である。

4 将来負担比率

(1) 対象となる会計

一般会計等、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等のほか土地開発公社、夜間急病協会が含まれる。

(2) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模に対してどの程度あるかを示す比率である。これらの負債の現時点での残高（将来負担額）を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すものである。

本年度の将来負担比率は81.0%（前年度82.4%）で、早期健全化基準の350%以内である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額（＊）} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

* 将来負担額とは、次の①から⑧までの合計額である。

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

なお、充当可能基金は、上記①から⑥までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金である。

(3) 将来負担比率の算定

将来負担比率の分子は、将来負担額から充当可能財源等を控除したものであり、次表のとおりである。

(単位：千円)

項 目		金 額
①	地方債の現在高	32,067,295
②	債務負担行為に基づく支出予定額	1,374,166
③	公営企業債等繰入見込額	4,186,290
④	組合負担等見込額	1,185,423
⑤	退職手当負担見込額	948,577
⑥	地方公社等負担見込額	
	地方道路公社	—
	土地開発公社	—
	第三セクター等	—
⑦	連結実質赤字額	—
⑧	組合等連結実質赤字額負担見込額	—
将来負担額合計 (①～⑧) A		39,761,751
充当可能財源等	⑨ 充当可能基金	4,348,186
	⑩ 充当可能特定歳入 (都市計画税、住宅使用料等)	6,470,333
	⑪ 基準財政需要額算入見込額	18,629,140
充当可能財源等合計 (⑨～⑪) B		29,447,659
将来負担比率分子 C = (A - B)		10,314,092

将来負担比率の分子は103億1,409万2千円で、分母は標準財政規模 (142億1,210万4千円) から元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (14億8,840万円) を控除した額で、3(3)実質公債費比率算定の際に用いた令和4年度の分母と同額の127億2,370万4千円である。

(単位：千円、%)

将来負担比率分子	C	10,314,092
将来負担比率分母		12,723,704
将来負担比率		81.0

5 資金不足比率

(1) 対象となる会計

水道事業会計及び下水道事業会計である。

(2) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額を事業の規模に対する割合で表したものである。公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化したもので、経営状態の悪化の度合いを示すものである。本年度は、水道事業会計及び下水道事業会計共に剰余額が生じており、当該比率は発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 (\%)$$

* 資金の不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額であり、連結実質赤字比率に算入する資金不足額と同額である。

$$\cdot \text{資金の不足額} = (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除引当金等}) - (\text{流動資産} + \text{貸倒引当金}) - \text{解消可能資金不足額}$$

* 事業の規模とは、料金収入など主な営業活動から生じる収益等に相当する額である。

$$\cdot \text{事業規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

(3) 資金不足比率の算定

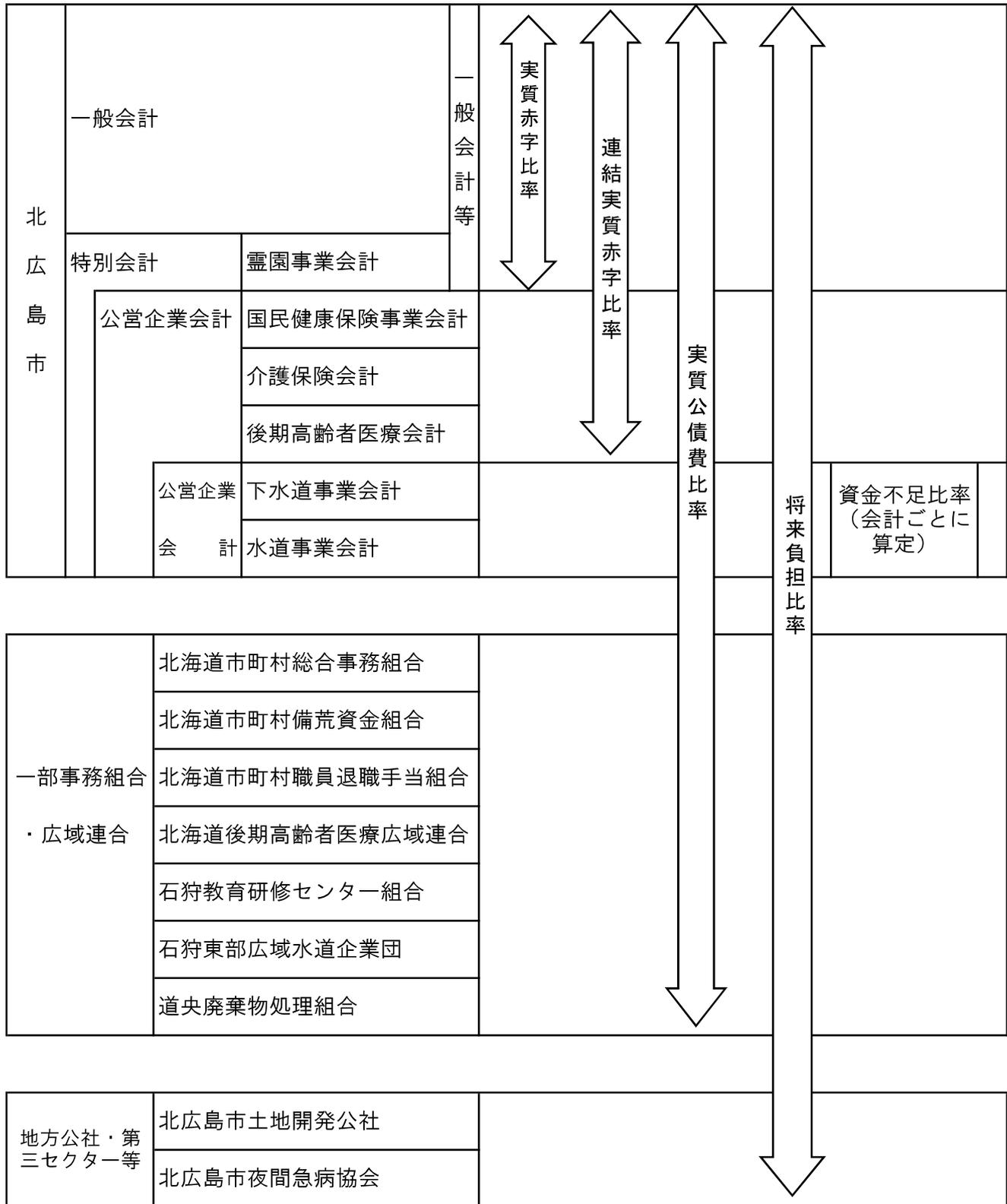
(単位：千円)

区 分	流動資産 + 貸倒引当金 A	流動負債 - 企業債等 B	解 消 可 能 資 金 不 足 額 C	資 金 不 足 額 又 は 剰 余 額 D=(B-A-C)
水 道 事 業	1,758,972	156,840	0	△ 1,602,132

区 分	歳 入 額 A	歳 出 額 B	解 消 可 能 資 金 不 足 額 C	資 金 不 足 額 D=(B-A-C)
下 水 道 事 業	719,268	293,293	0	△ 425,975

(注) 資金不足額又は剰余額の△表示は、資金剰余額を表している。

健全化判断比率等の対象範囲



■指標が示す財政状況

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標（以下「健全化判断比率」という。）のそれぞれについて定められた数値です。

この健全化判断比率のいずれか一つでも早期健全化基準以上になると「早期健全化団体」となり、その団体は、議会の議決を得て「財政健全化計画」を策定し、財政の早期健全化に取り組まなければなりません。

この財政健全化計画では、実質赤字がある場合は、実質赤字比率をゼロにし、その他の指標が早期健全化基準以上の場合は、その基準未満とすることが求められます。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

この健全化判断比率のいずれか一つでも財政再生基準以上になると「財政再生団体」となり、その団体は、議会の議決を得て「財政再生計画」を策定し、財政の再生に取り組まなければなりません。また、この財政再生計画については、総務大臣の同意を得なければ地方債の借り入れができなくなります。（将来負担比率については、直ちに財政運営の妨げになるとはかぎらないことから早期健全化基準のみとなっています。）

この財政再生計画では、実質赤字がある場合は、実質赤字比率をゼロにし、その他の指標が早期健全化基準以上の場合は、その基準未満とすることが求められます。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

公営企業の資金不足比率が経営健全化基準以上になると「経営健全化団体」となり、その公営企業は、議会の議決を得て「経営健全化計画」を策定し、公営企業経営健全化に取り組まなければなりません。

この経営健全化計画では、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることが求められます。

